

黒川地域行政事務組合条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

黒川地域行政事務組合理事会
理事長 浅野 元

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度 生活排水処理基本計画策定及びし尿処理方針検討業務委託
- (2) 施行場所
宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1
黒川地域行政事務組合 環境衛生センター
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで
- (4) 業務概要
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項に基づき、黒川地域（富谷市及び黒川郡大和町・大郷町・大衡村）における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、生活排水の適正な処理を行うことを目的に生活排水処理基本計画を策定すると共に、黒川地域における今後のし尿処理方針について検討するもの。
- (5) 業務内容
 - 生活排水処理基本計画策定業務
 - ア) 計画スキームの整理
 - イ) 基本事項の整理
 - ウ) 生活排水処理方針の整理
 - エ) 生活排水の現状予測と目標数値
 - オ) し尿等の処理量見込み
 - カ) 生活排水処理基本計画
 - し尿処理方針検討業務
 - ア) 現状の整理
 - イ) し尿処理施設の維持管理実績及び状況
 - ウ) 生活排水処理の現状と見通し
 - エ) 処理方式の検討
 - オ) し尿処理方針の検討

- カ) 事業スケジュールの検討
- キ) 財源計画の作成
- (6) 支払条件
 - 前払金 無 し
 - 部分払 無 し
- (7) 予定価格
 - 事後公表する。
- (8) 最低制限価格
 - 設定しない。

2. 入札参加資格に関する事項

入札期日において次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（法人にあっては、当該法人の役員が暴力団員に該当する場合。）に該当する者でないこと。
- (5) 当組合の令和3・4年度の一般競争及び指名競争入札参加資格申請により資格承認された者で、登録業種が土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物及び建設環境）であること。
- (6) 宮城県内に本社または営業所等を有する者であること。（営業所等の場合は、入札参加資格申請時に本社から委任を受け、当組合から承認されていること。）
- (7) 建設コンサルタント（廃棄物部門及び建設環境部門）に関する国土交通大臣の登録を受けていること。
- (8) マネジメントシステム規格として、ISO9001及びISO14001を認証取得していること。
- (9) 過去5年以内（平成28年度から令和2年度まで）に、国または地方公共団体が発注したし尿処理施設に関する本業務と同種業務（生活排水処理基本計画策定に係る関連業務及びし尿処理に係る方針検討に係る関連業務）を適切に履行した実績を有すること。
- (10) 本業務の仕様書「1-7 主任技術者等」で示す要件を有した管理技術者及び照査技術者が選任できること。

3. 入札手続等

(1) 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入 札 担 当	財政課	022-345-1542	〒981-3621
事 業 担 当	業務課	022-345-6481	宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1

- (2) 入札参加資格申請書類の交付等
入札参加資格申請書類の交付の期間及び場所は、5. の表に示すとおりとする。
- (3) 仕様書等の閲覧等
当該業務に係る仕様書等の閲覧期間及び場所は、5. の表に示すとおりとする。
- (4) 仕様書等に対する質問について
仕様書等に質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5. の表に示す期間内に指定の場所に持参または郵送にて提出すること。
なお、質問書に対する回答は、5. の表に示す期日に入札参加者全員に対しファクシミリもしくは電子メールにて回答する。
- (5) 入札の日時、場所等
入札の日時、場所等は、5. の表のとおりとする。

4. 入札参加資格の確認等

- (1) 申請書類
入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア) 入札参加資格確認申請書（様式2） 【正・副2部】
 - イ) 委託業務実績調書
 - ウ) イに係る契約書の写しもしくは業務委託実績を証明できるものの写し
 - エ) 主任技術者等届出書
 - オ) エの主任技術者等に係る業務経歴調書及び自社に在籍する者であることが確認できる書類
 - カ) 建設コンサルタントの登録（変更）通知（国土交通省もしくは各地方整備局長が発行したもの）の写し
 - キ) ISO9001 及び ISO14001 の認証証明書（登録証）もしくは認証を証明できるものの写し
 - ク) 入札参加資格確認通知書返信用封筒（申請者の住所及び名称を記載し、84円切手を貼付した返信用封筒）
 - ケ) 令和3・4年度一般競争及び指名競争入札参加資格申請受理票（承認書）写し
 - コ) 組合から連絡するときの窓口となる担当者の名刺なお、上記イ・ウ・エ・オについては、2.（9）で示した本業務と同種業務に係る書類に限るものとする。
- (2) 入札参加資格確認申請書類の提出期限及び場所
入札参加資格確認申請書類の提出方法、提出期限及び場所は、5. の表に示すとおりとし、提出にあつては直接持参すること。
- (3) 入札参加資格の有無については、5. の表に示す期日に通知する。
- (4) 入札参加希望者が、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について問合せすることができる。
なお、その場合は、その旨記載した書面を令和3年6月30日（水）正午までに財政課へ提出すること。

5. 入札日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札参加確認申請書類の交付	令和3年6月14日(月)から 令和3年6月23日(水)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
仕様書等の閲覧	令和3年6月14日(月)から 令和3年7月2日(金)まで	または 組合ホームページからダウンロード HPアドレス http://www.kurogyou.jp/
入札参加確認申請書類の提出・受付	令和3年6月14日(月)から 令和3年6月23日(水)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
入札参加資格通知	令和3年6月25日(金) 発送	
質問の受付 (持参または郵送)	令和3年6月24日(木)から 令和3年6月29日(火)まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 業務課
質問書の回答の 送付	令和3年6月30日(水)	入札参加者全員にファクシミリまたは 電子メールにて回答
入札執行	令和3年7月2日(金) 午後1時30分から	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合事務所会議室

上記の期日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

6. 入札方法等

- (1) 郵便、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

7. 入札保証金

免除する。

8. 積算内訳書の提出について

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書を併せて提出すること。

- (2) 積算内訳書の様式は問わないが、項目・数量・単価・金額等、積算根拠内訳を記載すること。
- (3) 積算内訳書は返戻しない。

9. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者として必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに黒川地域行政事務組合競争入札参加心得において示した条件に違反した者の入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において2. に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者の入札は無効とする。

10. 落札者の決定

- (1) 黒川地域行政事務組合財務規則（平成13年規則第2号）第93条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

11. 契約保証金

落札者は、黒川地域行政事務組合財務規則第111条の規定に基づき、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

ただし、黒川地域行政事務組合財務規則第112条に該当するときは、免除することができる。

12. 契約の締結

落札者の決定後、この入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2. に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

13. 契約書作成の要否

必要とする。

14. その他必要事項

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 一度提出した入札書は、撤回をすることができない。
- (3) 本件執行については、地方自治法及び同法施行令に定めるところによる。その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。